

大分市自治基本条例検討委員会 第5回市民部会 議事録

◆ 日 時 平成22年2月22日(月) 14:00～15:30

◆ 場 所 大分市役所議会棟 1階 第1委員会室

◆ 出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、伊東 龍一、長野 幸子、宮邊 和弘、後藤 成晶
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 平松 禎行、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、
同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹、同主任 大城 存(計2名)

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1)市民に関する事項について(第10回全体会を踏まえた検討)

(2)その他

＜第5回 市民部会＞

事務局	それでは、ただ今より「大分市自治基本条例検討委員会第5回市民部会」を開催いたします。 開会に先立ちまして、事務局から先日行われました「第10回検討委員会(全体会議)」の意見内容を、まとめとしてご報告させていただきます。 お手元の(報告1)をご覧ください。 この表の右側に青色で色付けしておりますのが、この間の全体会議での意
-----	--

見ということで、左側はこれまでの意見を載せております。

それでは、読み上げてご報告させていただきます。

まず、理念部会の「前文」についてですが、全体会議の意見としまして「社会を作るルールや社会を作る道徳、また、一人ひとりの喜びとなることが『前文』や『理念』の中に謳い込まれることで、大分市の条例が他都市のものと違うものになるのではないか。」「『前文』が市民から見て、『今から新しいことが始まる』、『新しい時代が来るのだ』、『それは皆で一緒になって進めていく』ということが、分かる内容が良いのではないか。」「『前文』は歴史等のことよりも、人材育成と市民意見を大切にすることだと思うが、ただ、言い放しではなく、言う以上はきちんと責任を持って、一緒にしていくという内容が欲しい。」「また、記載の方法について「丁寧体よりも常体の方が説得力があるのではないか。」「文章が少し長いのではないか。」「それと」どうやって将来の市民を育てるかということ、小学校高学年から中学生にしっかり教えて、わきまえてもらうことが大事であり、本当の市民としては、この条例をよく読んでもらいたいということを訴えかける内容にしたい。」ということで、「今回の議論を踏まえて、部会で再度検討を行う。」という締めくくりであったと思います。

それと、「定義」については、青字で記載しているのは市長の発言ですが、「『協働』」というのには、『日本一きれいなまちづくり』に代表されるように、行政だけで出来るものでもなく、また、行政が市民に責務を負わせてするものでもない。」「市民と行政が共に汗を流しながら、誇りあるまちをつくって行くという想いを共有することが『協働』であると位置付けている。また、そういう想いは、市民の間にも定着していると理解している。」「『協働』という言葉は、30年以上前から『コプロダクション』の訳として存在し、都市のサービスの中でどういうサービスを構築するかを考えるための概念として作られた言葉である、ということを見ると、自治基本条例には必要な言葉であるのではないか。」「まずは実行することが必要であり、その成果が挙げれば名前がついてくるのではないか。」「共通の理解が大体得られているということで、今後、定義を明確にしていく。」という締めくくりになっております。

中ほどの、執行機関・議会部会のところの、議会基本条例と自治基本条例の関係性ということで、「議会として、議会基本条例と自治基本条例の関係性について協議する。」ということで、協議の予定となっております。

下段の方で、市民参加・まちづくり部会のところの、「協働の推進」については、理念部会の協働の定義と議論は同じであります。

「都市内分権」については、「これからは、権限なり財源なりを地域に下ろしていくという発想があっても良いのではないかという想いはある。一方では、そこに責務も発生してくる。これが一つの『都市内分権』であると考える。」という市長の発言がございました。全体会議では、「市長の発言を踏まえて更に部会で煮詰めていく。」という内容でした。

その他確認事項としまして、「今後の一応のスケジュールとして、22年度内に制定をめざすことを再度確認した。」ということと、「今後の条文化をスムーズに行うため、今後の会議に法制室の参加をお願いする。」と、「一般

	<p>市民をより巻き込むために、会報を作成する方向で検討を行う。」という内容でした。</p> <p>次に、(資料1)として、「他都市における『自治基本条例』の市民部会に関する条文内容」を作成しました。これは、特に指示があったわけではなくて、今後、成文化する際に分かりやすいかなと思って事務局が作成したものです。</p> <p>これは、政令指定都市と中核市で、特に最近制定されている自治基本条例から、市民部会に該当する部分を抜粋したものです。右端に黄色で色付けしている部分に、本部会で今まで出た意見の主な部分を載せておりますので、対比していただければよろしいかと思っております。以上でございます。</p> <p>それでは、進行を部会長よろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、始めていきたいと思いますが、今日は、この前の全体会議での意見を受けてということで、全体会議で問題になった部分に対して、皆さん方からご意見を聞きながら進めていきたいと思っています。</p> <p>市民部会で「市民の権利」、「市民の責務」などの部分に対して、条文として考えていけばすぐに出来ると思うのですが、それよりもこの自治基本条例の中における、基本的な考え方の部分として「協働」や「地域主権・都市内分権」というもの、その他いろんな定義付けの部分があると思っておりますので、それらに対して意見を述べていただいて、まとめていければと思っています。</p> <p>今日は、進め方が難しいなと思っているのですが、条文の検討に入れば、「この言葉を入れよう」とか「これはやめよう」とかいう話でいけると思うのですが。</p> <p>副部会長さん何かあれば。</p>
	<p>副部会長</p>
	<p>そうですね、先程、部会長が言ったように、理念部会の「定義」の中の「協働」が、どのように捉えられていくのが第一点ですよね。この「協働」というのは造語と言われますが、他にも造語がたくさん出てきているんですね。そういう中で、やはり共に育んでいくということは考えなければいけないと思うので、市民として考えたときに、何を以って行動を共に出来るかということで、私が再三再四言っているのは、行政がどういう問題点を抱えているのか、それから我々市民としては、その行政が抱える問題点についてどういう形で参加しながら変革を求め、より良い暮らしを作っていくのかという問題を考えていかないと、我々だけで「都市内分権」ということで、「お金は下ろしますよ、それで何かしてください」ということで本当に良いのかという問題もあるし、トータルで考えたときに「協働」という一つの作業を明確化して、財政的な観点からも市民もある程度のことばせざるを得ないのではないかと、押し付ける言葉ではなくて、我々も「協働」というものを実直に捉えて、市民を動かしていかなければならないのではないかとと思っています。</p> <p>だから、この辺りが皆さんの捉え方で違うとは思いますが、私は、今からは地域でいろんなことを考えながら、皆で「この地域をどうしていこう、</p>

	<p>この地域で足りないものはどんなことがあるのか、こういうことをしたら地域は助かるのだが」というものを考えていくための一つが、自治基本条例だと思っています。</p> <p>第2回目の検討委員会で、講師の先生に来ていただきましたが、先生も「端的に言えば、今、社会は高齢化している、子どもは少なくなっている、様々なことが起こっている、だから皆でいろいろ考えて、一つのものを作り上げて、それを基本として何か出来ないかなというのが自治基本条例だから、あまり難しく考えなくて良いんですよ。」というお話があったのを、私は頭の中にずっと思っているんですよ。そういうことで、私は「協働」を捉えています。</p>
部会長	<p>はい、委員どうですか。「協働」に限らず、この前の全体会議で感じたことでも。</p>
委員	<p>私も「協働」について、まず発言をさせていただきます。</p> <p>「協働」というところから課題解決をしようとか、問題点に手を打っていかうとかいうようなことが、発端になっていくのではないかなという気がするんですね。今までなかった行政と市民とのお互いに力を合わせる部分で、どうしてもこの言葉が必要になってくるのかなと思います。</p> <p>そうした場合に、行政が感じている問題点というものも、クローズアップして目に見えれば良いのかなと思いますけど、行政の方から提示されなくても、例えば、少子高齢化の問題ですとか、一般的に考えると環境の問題とか食糧自給率の問題とか、そういった日本社会に共通するような問題にいかん手を打っていくのか、課題解決をしていくのかということも考えながら、「協働」という言葉を表現していくことが大切ではないかと思うんですね。</p> <p>今後の課題解決への一番の筋道というのは、「協働」なくしては解決に至らないのではないかという想いもしております。そういった点を、言葉にしていけば本当に短い言葉になろうかと思うのですが、私としては、そういった社会的問題についても皆で意見を出し合い、現状の問題を確認し合いながら、また解決策を考えながら条文を作ることも大切ではなからうかと考えております。</p>
委員	<p>行政と言っても、行政の人も一市民なんですよ。だから、その人たちも行政の側に立っているといえども、市民からも見ることもできるものを持っているわけですね。行政に寄せられる課題というのはたくさんあると思うんですね。</p> <p>団体はいろいろありますが、私たちのNPOに関しては、委員が言われたように、課題解決に向かって行政が気付かないところを拾いあげて、何とかそれを解決していきたいというポリシーを持ってしているのですが、なかなかそれが、前に進まないという部分があるので、その前に行かない部分を行政との「協働」ですれば課題解決がなされていくのかなと思っています。</p> <p>「協働」という言葉は、市長が言っていますように、常に耳にする言葉でしたので、耳慣れたものになっているのですが、この「協働」を活かしなが</p>

	<p>ら市民と行政のお互いが支え合えるような部分の「協働」をすれば、解決していけるのかなと思っております。</p> <p>だから、行政は浮いたものではなく、市民の一員だというように私は捉えているんですね。家に帰れば、行政の枠の中から出た市民ですよ。そういう中でも課題をいろいろと見つめていると思います。行政に来た課題というものも出していただいて、市民と共に解決していくという協議をし合えば良いのではないかと思います。</p> <p>行政も一市民ということで、課題を持ち寄りましょうということですね。</p> <p>まさに皆さん方の言う通りなのだろうと思います。</p> <p>「協働」という言葉は、文字通り協力して働くと書くのですが、意識せずに聞いたときには、共に動くとか共に同じとかいう漢字が頭に浮かんでくることあるかと思えます。そうではなくて協力して働くという漢字を使っていることの意味合いも、一つあるのかなという気がしています。</p> <p>自治基本条例ですから基本は自治だと、それを形成する上では、各地域での自治というものも、大事にしていく必要があるだろうと思えますし、大分市として考えている地域事情と、逆に地域が本当に困っているという部分に、ギャップがあるような気がしてなりません。</p> <p>そういう部分を埋めていくための方策として、この自治基本条例をしっかりとしたものとして作っていくことによって、うまく自治が回っていくための指針にしていくのだろうと思っていますので、そういう意味で、いろんな立場の人達の考え方というのを、整理していく必要があるのだろうなと感じました。</p> <p>どうも全体会議などの話を聞いていると、難しいんですね。何を言っているのか分からないようなことが、かなりあるような気がしています。もう少し、小中学生を含めてこれ（自治基本条例）を読んだときに、実際に理解が出来るようなものと考えたときには、分かりやすいものにする必要があると思いますから、市民部会で一番最初に話したように、「安心・安全・快適に暮らす」ということが大前提というところの、自治基本条例ということであれば、その方向性をもっと追究していく必要があるかなと思いました。</p>
委員	<p>こういう条例を作って文章化することは良いけれど、今、「実際、大分市の自治はどういう活動をしているか」ということを具体的に拾い上げて、環境面とかいろいろな問題に分けて、それを拾い上げて文章を作って行くという過程でないと、どうも法律家が法律を作るような感じがしてならない。</p> <p>この自治基本条例が出来たときには、少なくとも自治活動はこの条例に則って活動していかなければ出来ないと、ならば、もう少し平易な文章で、実際に活動しているような状況を、皆が分かるようにしなければいけないのではないかなと思う。</p> <p>そして、行政もこれ（自治基本条例）を見ながら、「自治活動は環境面や花作りなどどうしているか」という問題点を提起していくということにならないと分かりにくい。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今、非常に新しい方向をいただいたような意見でございました。</p> <p>結局、自治基本条例というのは自治体の憲法ということで、機能していくということを前提に、自治基本条例を制定しようということで提起されてきています。</p> <p>自治基本条例が自治体の憲法として、最上位に君臨するとなると、大分市の総合計画も自治基本条例に則った方向性に持っていかなければならないし、すべての条例もそれに沿った方向に持っていかなければならない。ということは、行政もそういう方向に動き出す、議会もそういう方向に動き出すとなると、市民や自治会も自治基本条例に則った形で動きを始めるということになっていくわけですから、ものすごく重たいものであります。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょうど今、自治委員の改選期なんです。自治委員の選び方は674の自治会でそれぞれ違うわけです。こういった自治委員の選び方はどうあるのが良いのかというようなことが、この(自治基本条例)の中に入ってこないとおかしいんです。そうしないと、選考の方法などいろんな問題があるので、そういうことも組み込まれて、それが有効的に働いていくという自治基本条例でないと、ただ最上位に君臨するだけでは。</p>
<p>副部会長</p>	<p>全く同感なので、前々からそういう話をさせていただいているのですが、自治基本条例を作るということは、恐らく大分市民が平等の権利を得たりするための一つの条例を作っていくわけですから、これに基づいて、「あなたのまちは今の状態で大丈夫ですか、暮らしやすいですか」ということを、自治委員さん方が見たときに、「うちは遅れているな、こんなことをしていかないといけないな」ということが起きてくるのが、簡単に言えば自治基本条例であって、一つは「最低条件はこれが要りますよ」、そして「これから出発してこんなことをして行きましょう」ということが、見えるようなものが出来れば、これが自治基本条例の出発点だということになると思います。</p> <p>とにかく、分かりやすい言葉で作れば「そうか、こういうことでこの条例が生まれたのか」ということが見えさえすれば、難しいことをしなくて良いのではないかなと思います。</p> <p>議会基本条例についても読ませていただきましたが、「市民から見て議会が遠いものになっている」とか、「情報公開の部分で遅れている」とか、いろいろな問題を抱えながら今まで行ってきた。しかしながら、議会の方はもう一度原点に帰って、今から我々はこういうことをしていかねばいけないのだというものが、議会基本条例として出来たのだと思っています。</p> <p>そこら辺から見ると、自治基本条例も自分達の住んでいる自治区、町内会が基本となって、「我々は何をしなればならないのか」というような、指針をここで見出してくれさえすれば、自ずと「協働」という中からその姿が見えてくると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>やはり、それぞれの自治会がどんなことをしているか、拾い上げる必要があると思うんです。</p>

部会長	拾い上げられるのかな。
委員	地域が何をしているかというのが、大方出ているはずだよな。
事務局	地域の活動ですかね。地域の活動と言いますと...
部会長	自治会も含めて...
事務局	行政がしている、例えば「ご近所の底力再生事業」なども含めて、自治会が独自に活動されている内容ということですかね。
委員	そういうものを拾い上げておくと、「市民の責務」とかそういった...
部会長	ボランティア活動とかも分かるよな。
事務局	一部は分かるものがあるかも知れませんが、具体的な内容まで全部を網羅するようなことの整理はされていないと思います。 代表的な取り組みということはお知らせできるかもしれませんが。
委員	環境面ではこんなことをしているとか。
部会長	結局、行政から提案されたものに対して、今、自治会が対応しているということになっている。 だから行政が環境であればこういうことをしているとか。
委員	違いますよ。地域が活性化するためにはどういうことをするかということ を、地域に投げかけているんですよ。 例えば、5年前に支所単位でどんなことをするかということで、「花づくり」とか「健康づくり」とか、そういうことをしようということで組み立ててきたわけです。そういったことをそれぞれの地域でしているわけですよ。
部会長	だから、行政からの方針で支所単位に下りてきたものを自治会が受けて、それをどう対応するかということでしている。それを今「協働」という形でしている。下から上がってくるものと上から下りるものと、それをミックスして「協働」として語られるのなら良いが、今は上から下りてきたものを、行政からの下請け的にしているというように、私は感じている。
事務局	「地域まちづくり活性化事業」、「ご近所の底力再生事業」というのは、数年前に私どもが立ち上げた事業で、「地域まちづくり活性化事業」というのは、基本的に各支所、出張所単位で、当時は一千万円を上限に、「地域の皆さんの自発的な考えに基づいて、これを地域の課題解決なり活性化なりに結びつけるような形で使ってください」と、「その具体的な用途については行

	<p>政の方では基本的に何も言いません」という形でスタートさせました。</p> <p>ですから、「環境面をするのか福祉をするのか、それとも子どもたちの教育に使うのかというのは、皆さん方で決めていただいて結構ですよ」と、「行政としては支所がそれを行うために予算的な手助けをさせていただきます」という前提で始めたんですね。</p> <p>「ご近所の底力再生事業」についても同じです。これは、数万円単位でという形がほとんどだと思いますが、そこの自治会におきまして、「最も必要とされているのは何ですか」というものを中心的にしてくださいと、「アルコールを飲むだけというのは駄目ですが、それ以外のものは自由に決めていただいて結構ですよ」ということで、まさにこれが「協働」と言えば「協働」、地域の方の自発的な動きということでは、そういうことが言えるのではないかと思います。</p> <p>決して行政が「こういうことをしなければいけません」ということで、お願いした事業ではないということをご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>それはもう、私たちも今までずっとやってきている。それは、「自分達が考えていることをすれば良いのではないか」ということでしている。お金は市から下りて来るので、そのお金をどう使えば良いかということで、自治会に任されたことではないかと。</p>
部会長	<p>自治会の部分は良いんですよ。支所単位で取り組んでいる部分が支所の能力によって左右される部分が出てきているから、下から「こういうことをしたい」という部分を消化出来ていない部分が見受けられる。それに対する懸念が一つあって、上からという感覚があるんですね。とり方の差の問題でしょうけど。</p> <p>だから、下から意見を上げて、それを有効に活かして地域の再生にお金を使っていくというやり方をしている所も多いことは認識していますが、こういう「協働」という、「日本一きれいなまちづくり」やあるいは河川のごみ拾いなど、行政が提案してきた流れの中で起きている「協働」という言葉で行っている部分が、この数年続いてきましたよね。だから、「協働」に対しては、非常に一方的なものという認識が私個人にはあります。それは、とり方の問題でしょうけどね。</p>
委員	<p>例えばね、部会長、今、自治会でいろいろとある悩みの種の一つは、「自治会に入ってくれない人をどうすれば良いのか」ということが、大変問題なんですよ。マンションやアパートに住む人たちは、自治会に入っていないところが多い。市民とはどういうものかと考え、将来の活動を見据えたときに、そういう人たちをいかに市民として拾い上げていくか、というようなことも自治基本条例の中で考えなければいけないところがあると思う。</p>
委員	<p>自治会に入っていない人たちの市報とかはどうしているんですか。</p>
委員	<p>それはもらっている。</p>

副部会長	<p>「町内会に入らなくても市報はもらえるし、ごみも出せるので、町内会に入らなくても一緒だ。」ということが、たくさん起こってくると自治会が壊れてくる。</p> <p>だから、こういうところから、どうしていくかということが実は基本なのかもしれませんよ。町内会に入っただけということが。</p>
委員	<p>それも一つの問題ですね。それも一つですが、他に環境面や少子高齢化、教育の問題も一つの問題です。だから、そういう問題をどうするのかということは、それなりの対策というのを、場合によっては話し合われるようになるのかもしれませんがね。行政がそれに取り組みなければ、今、提案公募型の事業をしていますが、その中にひとつの改善提案として出すとかですね、あるいは、もっと大きなレベルで取り組まないといけない問題として、提起するかというようなことになろうかと思うんですね。</p> <p>だから、現状の問題を整理し、認め合いながら自治基本条例はどうするのかというところを、一つ前に進めなければならぬのではないかなということもあるんですね。一つひとつの問題は、確かに深刻な問題だと思うんですよ。他にもテレビなどで言われるCO₂の問題など、これもやはり深刻な問題だと思うんですね。それに対して大分市はどう取り組むのかとか、人口がどんどん減って高齢化している、これに対してどう取り組んでいくのかなど、それぞれの問題を今後どうするのかというところの考え方でないと、一つひとつを考えていくと時間が足りないかなと思いますので、こういう問題を踏まえながら、どういう自治基本条例を作るのかというところだと思うんですね。</p>
委員	<p>最大公約数的にまとめて、環境面ではこういう文章表現をして、こういうものを含んでいこうとか、教育面ではこういった問題を文章化して、内容はこういったことを頭に入れてというのが、部会長、今後の検討内容ではないのかな。</p>
部会長	<p>具体的なものは、提案としてこういう問題は入れて欲しいと、他の部会に言わなければいけないのですが、この市民部会の中にはそういった個別の問題まで入らないので。</p>
委員	<p>個別の施策をこの中に盛り込むと、どうしてもボリュームが大きくなると思うんですよ。逆に言えばもっと分かりにくいものになってしまうかなという気がするんですよ。基本的な自治基本条例の将来像は、こうあるべきだという想いで形を作っておいて、あとの個別の施策は、今もいろんなことをしているわけで、「自治基本条例が出来ることによって、体系的に機能するような形のものを軸として手足が動きますよ」というものを真ん中に据えればということが、自治基本条例であれば良いのかなと思います。</p>
部会長	<p>「市民の定義」、「市民の権利」、「市民の責務」という項目の中で、きちん</p>

	と謳いこめば枠にはめられるし。
委員	市民とは、住民票を大分市に有する者を持って市民というとか。
委員	最初の定義とすればそうなると思います。最初の部会でも話したように、働く人も通学する人も市民だということで、その辺の話は大方固まりつつあるのかなと。
部会長	「市民の定義」は、最初に決めた定義があるのだけど、付け加えるなら他都市の条例を参考にして、「これも入れよう」という検討をすれば良いわけですけど、「市民の権利」にしても「安心・安全・快適に暮らす権利」を大前提にしようということで決まっているので、これに、今まで話しをしてきた部分を含めて「市民の権利」を考える。「市民の権利」を謳う代わりには応分の負担もあるという話も出ています。
委員	さっき言った、住民票がない市民も居ます。そういった人をどう考えるのが良いのかという問題もある。
部会長	「市民の定義」の部分で、更に踏み込んで住民票の問題にまで触れるかどうかというのは、いろんな意見があります。「住民票を持っている人のみを市民として定義するべきではないか」という意見もあります。 だけど、幅広くということで、「大分市で生活している人、働いている人、学んでいる人」も大分市民として、将来どのように自分達の位置付けを見出し、まちづくりに協力していくかという想いも、持ってもらわなくてはいけないという想いで、そこまで定義しましょうということで皆さんで決めたので、後は「市民の責務」として、大分市の将来構想、まちづくりや地域づくりとしての「協働」の問題意識を持って動いてもらうという部分を、どのように謳い込むかという、それも「応分の負担は大前提としてありますよ、そして地域づくりなど大分市のまちづくりにはこう関わってもらいますよ」という部分まで、きっちり謳い込むかどうかなんですけどね。
委員	例えば、「原則として自治会活動に参加する」と、あくまで原則にしておかないと悪いでしょうけど。
部会長	それを謳い込んでおけば良いですよ。細かく決めますか。
委員	例えば自治会を運営されている方の立場から見れば、具体的に細かくした方が、より自治会員も集まるでしょうし、イベントなどのときにも人がたくさん出てくるだろうという期待があると思うんです。だけど、逆の立場から見ると、こんなに窮屈なものはないという見方が出てくるかもしれませんね。 そうなったときには、こんなに窮屈な自治基本条例になってしまうと、やっぱりマイナスだと思うんです。だから、その辺のことは、同じ方向から

	<p>だけ物事を考えるとそうなりがちなので、あらゆる面から見ておかないと。</p>
部会長	<p>地域で生活している人にとっては、自治会に入るとするのは当然の責務なんですよ。</p>
委員	<p>そう思いますよ。</p>
部会長	<p>それが、今、崩れて行きつつあるという不安があるので、そこに歯止めをかけないといけないという想いはあるんですよ。</p> <p>ところが、地域で活動していなくて、NPOとかボランティアとか地域を越えた活動をしている人からしたら、「そこまで細かく決めますか」という部分は非常に良く分かります。</p>
委員	<p>それとですね、私が考えるのは、例えばこの自治基本条例の中にそういう具体的なことを謳い込んだらですね、そういった方たちが前向きに参加するのかということ考えたときに、この中により具体的な細々したことを入れ込むのではなくて、皆さんがそういったところに参加するようなことを考えるというところが、要るのではないかなということをお願いしているわけです。</p> <p>だから、何でもかんでもこの自治基本条例で縛るのが、決して良い方向ではないのではないかなという意見なんです。</p>
委員	<p>自治基本条例を作ったら、これがどういう役割を果たすのかということが、私は具体的に分からない。行政がどういうふうにするのか、我々市民がどのように利用したら良いのかという、その辺がどうもしっくり来ない。</p>
委員	<p>私も分かりませんが、例えば、今、言った、自治会費を支払うとか、地域のイベントに参加するなどのことを、具体的に謳い込むのではなくて、積極的な自治会活動への参加だとかいうような、方向が見えるような形の表現で良いのではないかなと思うんですね。一番上に立つ自治基本条例という位置付けであればですね。その下に、より具体的なものが出てくるでしょうし、より具体的なものは何かというと、事業をする中で具体的なうまい方法を考えて、イベントに若い人を誘い込むとかいうことを考えるという位置付けになるのではないかなと思うんですね。</p> <p>だから、全てをこれに期待するというのは...</p>
委員	<p>難しいんですね、だから、理想なんですね、理想なんだけれどそれで掲げてしまうと、そこに実効性がついて来ないんで、「何でそれが要るの」という話になってしまう。</p> <p>だから、このことが出来ることによって、いろんな条例であったり施策などが、体系的に動くこと、若しくはそのことをちゃんと整理をしていくことが出来れば、もっと違うことで予算を使うことが出来たり、いろんなことが出来る可能性が大きいと思うんですよ。そういうものとして作り上げて、理</p>

	<p>想形のを置いた上で、後は、それに対して推進計画みたいなものが多分出来てくるんですね。それを忠実に実行していくことによって、このことを達成できていくような形に持って行こうということの最初だろうと思うんですね。</p>
委員	<p>そうですね。方向を示すというものなんですかね。</p>
委員	<p>最初の段階から、さっきのような細かいことを全部決めてしまうと、嫌だという人が出てきますよ、間違いなく。</p>
委員	<p>例えば、自治基本条例が出来ると、各地区はそれぞれ規約を持っていて、それによって運営をしているが、自治基本条例と自治会の関係はあまり不都合がなくなる。考えなくて良くなる、極端に言うと。だから私は、自治基本条例はどういう役割を果たすのかなと言っているんですよ。</p>
委員	<p>その自治会にですね、そういう条例的なものがあるとおっしゃられたじゃないですか、それは、どれくらい具体的なものが謳い込まれているのですか。</p>
委員	<p>例えば、自治会の総会には3分の2の出席を要するとか、自治会費はこうだとか、総会は年何回とか、総会では年間予算を決めるとか、お祭りのあり方とか具体的なことを書いている。</p>
委員	<p>そういう具体的なことですね。最初におっしゃられた中に、自治委員の選び方の問題も言われていましたよね。例えばそういったことも、その中には謳い込まれているのですか。</p>
委員	<p>いえ、それはないです。</p>
委員	<p>それはないんですね。だから、選び方が自治会によっていろいろ違うんだと言うお話がありましたけど。</p>
委員	<p>例えば、私の任期が3月31日に来ましたと、後の自治委員を決めてくださいという提案を総会でしますと、それから選考委員なりが選考して決めるわけです。</p>
委員	<p>そうすると、自治基本条例と具体的な自治会との関係がそこにあるんだということを活かしていけば良いんですね。 その中で、地域の皆さんがより具体的にするのだという形であれば、そこをまた具体的にしていく。</p>
委員	<p>自治基本条例というのを、どこでどう知らせていくのかということについては、市役所としては、どう市民に知らせていくのか。</p>

事務局	<p>当然、市報とかですねホームページ、後は例えばシンポジウムみたいなものを行うかどうかという考え方もありますけど、あらゆる方法を使って市民の方にお知らせすると考えています。</p> <p>「自治基本条例というのは何ぞや」というのが一番根底にあると思うのですが、こういうことを出来るだけ市民の方に分かりやすくお伝えするということが非常に重要なんですね。</p>
委員	<p>議会基本条例を議員が説明して歩いたが、そのとき、ある地区では30人居たかどうかだったと思う。だから、基本条例とか言っても市民はピンと来ないのが現実だと思う。これをいかにして浸透させていくかというのは、大変難しい問題だなと私は思う。</p>
副部会長	<p>要するに、この大分市の自治基本条例を皆が見たときに「そういうことを今からしていくのか」と言うようなことを作らないと駄目なんですよ。</p> <p>だから、各々校区で自治委員協議会の規約とかありますが、それはそれで自分達が地域で考えたものを出し合っているわけですね。どの校区もある程度似たものですけどね。</p> <p>けども、この自治基本条例は、今からの市民生活のステップアップを図るために、「どういうことをしていくのか、どういうことをしなければいけないのか」というものを明文化すれば、私はそれで良いのだと思っているんですよ。</p> <p>そうしたときに、「うちの地域はここが遅れている」とかいうことを考えて、「こうすれば良いのだなと、自治というものはこういう形の中で動かなければならないのだな」というようなものが、分かるようなものを作りさえすれば、私は一番良いのだと思っているんですよ。あまり難しくするよりも、明確に「原則は自治会に会費を納入して、自治会に参加してください」というものが入ってくると、それが「市民協働」であって「都市内分権」であって、その充実を図るための条例を作らないと悪いのではないかと考えている。</p>
委員	<p>そうですね。上滑りしたものではありませんからね。</p>
副部会長	<p>やっぱり前に一つひとつ進んで行ってね、そして、悪い部分は除けておいて良いんですよ。これはどうしても難しいというものは取り敢えず良いと、しかし、これは出来るだろうというようなものを作っていないとね。</p>
部会長	<p>条例に対する想いは、皆さん方それぞれお持ちで、疑問がぬぐえない部分もあるかと思いますが、「市民の定義」、「市民の権利」、「市民の責務」のところを検討する中で、足りないものをどうしていくかという流れで、決めて行きたいなと思いましたので、よろしいですか。（「はい。」の声）</p> <p>それで、見ていただきたいのが「他都市における自治基本条例の市民部会に関する条文内容」という資料の中で、私が感じた部分を言いますので、参考に聞いてください。</p>

	<p>「市民の定義」については、私ども市民部会で話をしたのは、「大分市に住んでいる人、働く人、学ぶ人を市民として、事業者、地域活動団体等も含む」と言うことで、これを規定して行こうということでした。これからすると、札幌市の定義が非常に似ている部分でありますし、それから、もう少し具体化すると熊本市の自治基本条例が、見て非常に分かりやすい。</p> <p>それから「市民の権利」については、私どもが決めた「安心・安全・快適に暮らす権利」を謳い込みたいと思っています。後は「市の情報を得る権利、市民参画をする権利、市のサービスを受ける権利」ということで、そののところを見ると、札幌市の「市民の権利」の部分非常に近いのかな、後は少し難しいのかなというところです。</p> <p>それと「市民の責務」は、宇都宮市の「市民の責務」で、「市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。」という部分と、「市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う。」という部分は、「応分の負担を負う」と私たちが決めた部分と一致する部分があると、それと、熊本市の条例の「市民の責務」が非常に分かりやすい。これには皆さんの意見も入っている部分がありまして、「第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。(1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」とあって、この文章の上に一つ付け加えるとするならば、札幌市の「第8条2項 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、」という文章を熊本市の上に付け加えて、「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」という、市民がまちづくりの主体である言葉を付け加えると非常に分かりやすいなと思います。それから、熊本市の「2号 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。」そして、3項として「市民は、行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う責務を持つ。」ということで、いわゆる熊本市の条例に宇都宮市の条例の2項を3番目に加えると良いかなということで、それで、検討をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>一つよろしいですか。北九州市の自治基本条例の「子どもの権利」のところを是非入れて欲しいなと思うんですね。というのは、先日、公民館から放送していた子どもが居たんですね、こういうふうに活発に子どもも担っているんだということを、そのとき感じたんですね。そうしながら、地域のリーダーとして自分が育っていているという、そういう姿が見えたので、これは絶対入れたほうが良いのかなと思いました。</p>
部会長	<p>「子どもの権利」ね。この北九州市の文章も良いですね。その他どうですかね。これは、あくまでも案ということで。</p>
委員	<p>今まで討議をしたようなことは、その下敷きにあるということを理解しておかないといけないと私は思うんです。</p>

委員	それはもうその通りです。
部会長	これ（子どもの権利）は、「市民の責務」で（北九州市の）1項目だけ入っていただければ良いですね。ここの部分は。 いわゆる自治活動にというようなことは謳いませんから。 今、言ったことをまとめて文章化してみるということで。
副部会長	自治委員さんは、この条例に基づいて行動を起こすというようなことが少し入ることによって、相当違うと思います。それは具体的に変わってくるけれども...
委員	自治基本条例は、自治委員は皆、必携で持たせると良い。
副部会長	そう思います。自治委員さんの考えの温度差で、その地域が相当違うんですよ。そういう意味で、必携していただいてある程度見ていただくようなことをしていただければ、本当にありがたいなと思います。 市民は、平等の権利を持っているわけですから。
事務局	部会長よろしいでしょうか。 先程の確認をさせていただきたいのですが、「市民の定義」なのですが、基本的には理念部会の方で「定義」の検討をしておりますので、市民部会としては、こう考えるということの一つ作るということによろしいでしょうか。（「はい。」の声）「定義」については、札幌市と熊本市を合体させた形で行くということで。（「いいと思います。」の声） それと、「市民の権利」については札幌市の...
部会長	「市民の権利」はですね、「安心・安全・快適に暮らす権利を有する」ということを第1項目に前提として入れて、そして、札幌市の「まちづくりに参加する権利」と「市政の情報を知る権利」を入れて、そして北九州市の「子どもの権利」を入れるということで良いと思います。 「市民の責務」はですね、熊本市の「市民の責務」を引用しながら、（1）のところに、「市民はまちづくりの主体であることを認識するとともに」という言葉を入れてください。そして、（3）に「市民は、行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う責務を持つ」ということを入れてください。
事務局	それと、熊本市の第6条と書いているところの「日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに」という部分があるのですが、これは当たり前のことだと思うのですが、敢えて入れますか。
部会長	どうでしょう。
委員	重たいと思いますね。

部会長	重たいけど基本の部分だから。
事務局	では、取り敢えず入れて作っておきましょうか。
部会長	入れておいて、また検討すれば。
副部会長	外すのなら、「自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。」ということであれば良いのではないか。そこから始めれば。そうすれば「日本国憲法～」は言わなくて良いと思いますが。(同意の声)
委員	「市民が自治の主体であること」をここに持って来れば良いのでは。
部会長	「市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。」と、これのほうが良いですね。そして、(1)(2)(3)と行った方が良いですね。
事務局	それとですね、「事業者等の責務」で、今までの検討委員会の中で、札幌市の条文を参考にすれば良いのではないかとのご意見でしたが、これはどうされますか。
部会長	これはですね、熊本市のも分かりやすいなと思ったのですが。
事務局	では、「市民の責務」の中の2項みたいな形で、敢えて「事業者の責務」というような項目は出さずに、熊本市もそうなっているのですが。
部会長	「市民の責務」の中に入っているのか、それで良いと思うな。「事業者の責務」ということで謳わないで、「市民の責務」という、いわゆる事業者も市民だというふうに定義したのだから。
事務局	では、「市民の責務」の2項に事業者のことを札幌市の条文に倣って入れると、「地域活動団体」という言葉も入れた方が良いでしょうね。
部会長	「地域活動団体」にはNPOも入るのかな。ボランティアとか。
事務局	いろいろあると思いますので。
部会長	入れるということで良いと思います。
事務局	分かりました。 それと、一応、要らないことかも知れませんが、その他の欄に、部会で出た「地域のことは地域で支えあう仕組みづくり」とか、「自助・共助・公助」という部分が、たまたま宇都宮市にこういった条文がありましたので載せて

	<p>みたのですが、ここはよろしいでしょうか。</p> <p>ここは「公共的活動」という前提の中で謳っていますので、「公共的活動の実施に当たっては」という書き方になっているのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>ここはまた考えたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>取り敢えず入れておいて、議論をするということによろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。この「自助・共助・公助」というのは外せないと思うんです。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、次回これを作成してお出しします。</p>
<p>部会長</p>	<p>今日出た意見をまとめたものを見て、そして、次回ということで。次回は、3月29日の午前10時ということをお願いします。</p> <p>では、今日はありがとうございました。</p>